

# KNC NETWORK NEWS

2015年7月18日 発行

気になる記事: 安保法案、衆院通過—団体的自衛権行使へ転換—

今国会最大の焦点である安全保障関連法案は16日の衆院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。9月27日までの今期内成立が確実に。戦後の安保政策は大きな転換点を迎えた。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言: すべてがネットにつながり、互いに影響を与える時代を迎える。

(日立製作所・中西 宏明会長)

— 所長コメント: 今や、IOE(インターネット・オブ・エブリシング)の時代。全てがインターネットにつながる世界、人・モノ・情報・全データ etc、即ちスマホ・パソコン・タブレットでいろいろな人とビッグデータを背景につながっている。無視できない新しい時代がやってきた。 —

## 自宅兼事務所の経費 《税務》

個人事業主が自宅兼事務所で事業する場合、事務所使用分として発生した家賃などを経費にできます。経費として計上できるものは家賃だけではありません。光熱費、電話代、インターネットプロバイダー料金などもふくまれます。自動車を事業にも使用するのであれば、そのガソリン代も挙げられます。

しかし、発生した家賃等の金額の全額が経費計上できるわけではありません。あくまで事業用に使用した分だけです。そのため、事業での使用割合に応じて費用を案分する必要があります。使用割合の決め方として一般的に使われている方法があります。地代家賃であれば事業として使用している床面積の割合、電気代であれば使用時間や部屋に設置されているコンセントの数、車両関連費用であれば走行距離の割合や使用日数の割合といったものです。ただし、按分比率の決め方には特に決まったルールがありません。事業主の責任で計算する必要があります。合理的でないと否認される可能性があるため、明確な説明ができるようにしておきましょう。

## 消費税における土地の貸付けの範囲 《税務》

土地の譲渡または貸付けについては非課税取引とされていますが、土地の貸付けに係る期間が1ヶ月未満である場合や、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合には、課税取引となります。非課税取引とされる土地等の留意点は、以下のとおりです。

イ) 一時的に使用させる場合…土地の貸付けに係る期間が1ヶ月未満の場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合には課税取引となります。なお、土地の貸付けに係る期間が1ヶ月未満かどうかは、その貸付けに係る契約において定められた貸付期間によって判定します。

ロ) 土地の範囲…非課税となる土地の範囲には、立木その他独立して取引の対象となる土地の定着物に含まれませんが、土地が宅地である場合の庭木、石垣、庭園その他これに類するもののうち宅地と一体となって譲渡するもの(建物及び付属設備は除く)は含まれます。

ハ) 土地の上に存する権利…非課税とされる土地には、土地の上に存する権利も含まれます。例えば、地上権、土地の賃借権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利は含まれますが、鉱業権、土石採取権、温泉利用権および土地を目的物とした抵当権は含まれません。

ニ) 借地権に係る更新料、名義書換料…借地権に係る更新料、更改料は土地の賃借料等の前払いまたは後払いとしての性格を有することから、また名義書換料は借地権等の譲渡転貸の承諾料の性質を有することとされるから、いずれも非課税取引とされます。

## 会社から支給された朝食は、どの様に扱われますか？

《税務》

原則、企業が役員や社員に支給する食事は、経済的利益の供与となるため、給与所得として源泉徴収の対象となります。

ただ、福利厚生の一環という側面もありますので、社員らが食事の金額の50%以上を負担。

企業が負担した食事の金額が、3,500円以下であること。

この二つの要件を満たせば、経済的利益は無いものとして、課税されないことになっています。

注意すべき点は、朝食の他、昼食等も支給している場合は、その合計で上記の要件を満たしているか判定します。

時折、企業側が購入したおにぎりなどの軽食を社員へ無料で支給することも見られますが、この場合は、上記の要件を満たしていないため、その軽食購入金額を経済的利益の価額として評価の上、源泉徴収することとなります。

企業の負担額が月額3,500円を超えた場合、その超えた金額部分ではなく、負担額全額が経済的利益として、課税対象となります。

## 独自の着眼で地域活性化 《経営》

2015年版中小企業白書の第3部『『地域』を考える—自らの変化と特性に向き合う—』では、地域資源の利活用が課題となっている地域が多い中、独自の着眼で地域資源を活用、高付加価値の商品・サービスに磨き上げて売り込み(販路開拓)、活性化に成功した事例等が掲載されています。

(1) 北海道根室市の落石ネイチャーグループ協議会…海鳥「エトピリカ」の繁殖地である海の可能性に着目、漁船を使ったグループ事業を開始。

(2) 青森県八戸市の(株)ファーストインターナショナル…青森県の特産りんご農家向けに輸出用の選果、箱のデザイン、輸出向けの梱包等を指導(支援)。結果、りんごの輸出が年々増加している。

また、NPO法人や地域住民といった、多様な主体が地域課題解決の新たな担い手として、雇用等でも地域に好影響を与えている事例もあります。山口県周南市のNPO法人山口県アクティブシニア協会は、シニア人材マッチング事業、婚活支援事業、子供育成事業(おもちゃ病院、少年少女発明クラブ)、シニア映画劇場サービス等幅広い地域課題に対応した事業を展開しています。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。